

宇部市障害者安心緊急支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害者(児)が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図るため、障害者安心緊急支援事業(以下「緊急支援事業」という。)を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)障害者(児) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者、又は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第4条第2項に規定する障害児
- (2)緊急ショート 障害者(児)に一時的な施設の利用を提供することによる身体介護及び食事の提供など日常生活に必要な援護
- (3)緊急ヘルパー 障害者(児)の自宅で身体介護又は家事援助など日常生活に必要な援護

(実施主体)

第3条 緊急支援事業の実施主体は、宇部市とする。ただし、適切な運営を行うことができると認める法人等に委託して行うことができる。

(対象者)

第4条 緊急支援事業の対象者は、次の各号を全て満たす障害者(児)とする。

- (1) 宇部市に住民基本台帳を有する65歳未満の在宅の障害者(児)
- (2) 主たる介護者の疾病等の理由で介護を受けることができない障害者(児)
- (3) 緊急時に介護を求めることができる親族等がいない障害者(児)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は緊急支援事業の対象としない。

- (1)緊急ヘルパーの申し込み時において、法第28条第1項第1号の障害福祉サービスを受けることが可能な障害者(児)
- (2)伝染性疾患を有している障害者(児)
- (3)介護が著しく困難と認められる障害者(児)
- (4)その他疾病等のため入院治療を要する障害者(児)

(緊急支援事業実施事業者等)

第5条 緊急支援事業は、法第5条に規定する次のいずれかの障害福祉サービスの指定を受けた法人等に委託して実施するものとする。

(1)緊急ショート

- ア 短期入所
- イ 施設入所支援
- ウ 共同生活援助

(2)緊急ヘルパー

- ア 居宅介護

2 前項の規定により宇部市が委託した事業者等(以下「実施事業者」という。)は、前条の規定により緊急支援事業の対象となる障害者(児)に対し、緊急支援事業を行うものとする。

(緊急ショート実施事業者の登録)

第6条 緊急ショートの委託を受けようとする者は、あらかじめ、宇部市障害者安心緊急支援事業(緊急ショート)(登録・変更・廃止)届出書(様式第1号)(以下「届出書」という。)に必要な書類を添付し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、申請事業者の実績及び事業実施能力その他必要な事項を十分審査の上、登録の可否について、宇部市障害者安心緊急支援事業(緊急ショート)(登録・却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)と事業契約締結後、宇部市緊急ショート事業所リスト(様式第3号)(以下「事業所リスト」という。)に掲載する。

4 登録事業者が、第1項の登録申請にかかる事項を変更するときは、届出書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

5 登録事業者は、事業を廃止しようとするときは、届出書に廃止理由を記載し市長に提出しなければならない。

6 市長は、前2項の規定による届出があったときは、事業所リストの内容を修正する。

(1回の利用時間)

第7条 緊急支援事業の1回の利用時間は、次のとおりとする。

(1)緊急ショートは、7日以内とする。

(2)緊急ヘルパーは、12時間を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別に必要と認めるときは、状況に応じ1回の利用時間を延長することができる。

(利用方法)

第8条 緊急支援事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長もしくは契約している相談支援事業者に対し、その旨を連絡することとする。この場合において、緊急シ

ョートを優先して利用するものとし、緊急ショートを利用できない状況にある場合等において緊急ヘルパーを利用できるものとする。

- 2 利用者は、法第28条第1項第1号又は第7号の障害福祉サービスの支給決定が無い場合、速やかに当該サービスの支給決定を受けるものとする。

(利用決定)

第9条 市長は、前条の規定による利用希望があったときは速やかに内容を精査し、利用の可否を決定後、利用者に連絡するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により緊急ショートの利用が決定した場合、利用者の状況に応じて、事業所リストの施設から空き状況について確認し、実施事業者を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により緊急ヘルパーの利用が決定した場合、利用者の状況に応じて、第5条第1項第2号の要件を満たす法人等から実施事業者を決定するものとする。

(利用契約の締結)

第10条 実施事業者は、利用者に対して、利用する実施事業者の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、この事業の利用について利用者の同意を得て、利用者と利用契約を締結するものとする。

(費用の負担等)

第11条 市長は、実施事業者に対し、別表に掲げる委託料を支払う。

- 2 実施事業者は、別表に掲げる実施事業者が定めた利用料を利用者から徴収することができる。
- 3 利用者は、前項に定める額を利用料として実施事業者に直接支払うものとする。

(利用の手続)

第12条 利用者は、宇部市及び実施事業者が定める所定の手続きを行うものとする。

(報告)

第13条 実施事業者は、緊急支援事業の利用があったときは、利用状況を速やかに市長へ報告するものとする。

(利用の取消)

第14条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急支援事業を利用することができないものとする。

- (1) 第4条第1項に定める要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項各号に定める事由が生じたとき
- (2) 災害その他の事故により、緊急支援事業の実施ができなくなったとき
- (3) 不正又は虚偽の申請により利用決定をうけたとき

- (4)この要綱に違反して事業を利用したとき
- (5)実施事業者との取り決めに反した行動をしたとき
- (6)その他市長がこの事業を利用することが適当でないと認めたとき

(関係機関等との連絡)

第15条 実施事業者は、緊急支援事業を実施するにあたっては、宇部市及び関係機関等との連絡を密にするものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

世帯(※1)	委託料	利用料
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	16,000 円／日	事業所が定める実費相当額
市民税課税世帯(一般1) (※2)	14,400 円／日	{1,600 円×利用日数(18 歳未満は 4,600 円、18 歳以上は 9,300 円を上 限とする)} + 事業所が定める実費相当額
市民税課税世帯(一般2) (※3)	14,400 円／日	(1,600 円×利用日数) + 事業所が定める実費相当額

(※1) ここでの「世帯」とは、利用者が18歳未満の場合、住民基本台帳上の世帯
利用者が18歳以上の場合、本人及び配偶者

(※2) 利用者が18歳未満の場合、世帯の市民税所得割の合計額が 28 万円未満
利用者が18歳以上の場合、世帯の市民税所得割の合計額が 16 万円未満

(※3) (※2)に該当しない市民税課税世帯

- ・利用初日と最終日も1日の単価で請求するものとする。
- ・1日の単価は3回の食費を含めたものであるが、利用開始直後で食事の確保が困難な場合や、日中活動の利用により食事が不要な場合も同額とする。
- ・事業開始時及び終了時の送迎は、別に請求することができる(1,500 円／片道)。
- ・必要な実費(被服費等)については、事業者が本人から徴収するものとする。
- ・利用料の上限額は、連続する7日間毎とする。